

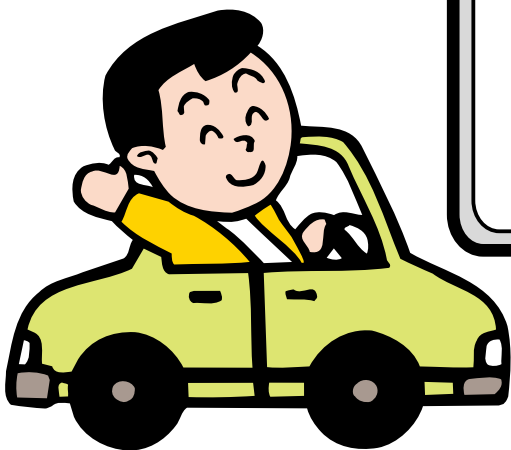
車の登録を、 奈良ナンバーに。

あなたの住んでいる街の身近な行政のために、**奈良ナンバー** に登録変更をお願いします。

普通自動車などは、自動車税として県に！
軽自動車などは、軽自動車税として市町村に！

あなたの
お車は
「奈良ナンバー」
ですか？

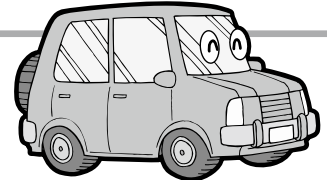
県内に住んでおられる方の車であっても、他府県ナンバーの車の税金は他府県のものとなり、本来県民のみなさんのために活用されるべき大切な税金が奈良県内に入りません。あなたの納められた自動車税・軽自動車税が地元で生かされるように、県内で他府県ナンバーの自動車をお持ちの方は是非 **奈良ナンバー** に変更してください。



登録の手続きを忘れずに

自動車の増加に伴って、自動車税をめぐるトラブルが多く発生しています。自動車が身近なものになってきたことから、他府県ナンバーのまま奈良県に転入されたり、登録等の手続きのないまま他人に譲ったり、廃車したりするケースが増え、それがトラブルの元になっています。軽自動車税についても同様のトラブルが発生しますので登録手続きを行ってください。

登録手続きは… 普通（小型）自動車等：奈良運輸支局
軽自動車：軽自動車検査協会奈良事務所



ケース1 〈変更登録〉

Q. 転居して住民票を移したのに、納税通知書がなくて車検（継続検査）が受けられない。

A. 住民票を移しても、車検証の住所は変わりません。転居したときに郵便局に届け出を出せば1年間は転送されますが、それ以降は納税通知書が届かなくなります。そのため、納税証明書がなくて、車検（継続検査）に支障をきたすことになります。転居したときや結婚などで氏名が変わった場合は、運輸支局等で変更登録してください。

ケース2 〈移転登録〉

Q. ■自動車譲った友人に納税通知書が届いた。
■手放した自動車の納税通知書が届いた。

A. 自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の登録された所有者に課税されますので、名義変更がなされていなければ元の所有者に課税されます。車の売買・譲渡などがあつたときは、運輸支局等で移転登録をしてください。

ケース3 〈抹消登録〉

Q. ■廃車したはずの自動車の納税通知書が届いた。
■車検切れで使用していない自動車の納税通知書が届いた。

A. 自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の登録された所有者に課税されますので、廃車したり、車検が切れていても抹消登録がされていなければ課税されます。車が壊れて廃車や解体をする場合や、車検切れで今後も使用しない場合は、運輸支局等で抹消登録をしてください。

登録の手続きについてのご相談は

- ◇普通（小型）自動車等 …………… 近畿運輸局奈良運輸支局登録部門まで 大和郡山市額田部北町981-2
TEL:050-5540-2063 (テレフォンサービス)
- ◇軽自動車 …………… 軽自動車検査協会奈良事務所まで 大和郡山市額田部北町980-3
TEL:0743-58-3018
- ◇自動車税・自動車取得税についてのご相談は
…………… 奈良県奈良県税事務所 自動車税第一課 奈良市大森町57-12 TEL:0742-26-1177
自動車税第二課 大和郡山市額田部北町981-8 TEL:0743-57-0300
- ◇軽自動車税についてのご相談は …………… 現在お住まいの市役所・町村役場まで
- ◇車庫証明（自動車保管場所証明）についてのご相談は …………… 自動車の保管場所を管轄する警察署まで

自動車税の「月割計算」が変わりました

平成18年度分の自動車税から、引越しや売買によって、現在所有している自動車のナンバーが他の都道府県のナンバーに変わっても、その年度における自動車税の月割計算による還付や新たな課税はなくなりました。